

報告事項 1

感謝料請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和6年8月5日

教 職 員 課

# 慰謝料請求事件について

## 1 当事者

原告（控訴人）：県立聾学校の卒業生

被告（被控訴人）：愛知県 外 2 名（第一審のみ）

## 2 事件の概要

### (1) 経緯

平成 8 年 4 月、原告（当時 12 歳・男子）は県立聾学校の中学部に入学し、高等部の男子生徒 A・B と同じ部活に入部した。

### (2) 主張の内容

① 平成 8 年 5 月、原告は A と B から校内で金銭を恐喝された。原告は A から恐喝を受けたことを原告の担任教諭に報告し、A は自分の担任教諭から指導を受けたが、両教諭は校長及び指導部顧問へ事案を報告しなかった。

② 平成 8 年 5 月から平成 11 年 2 月までの間、原告は校内で A とすれ違った際、A から体の一部を掴まれるという暴行を 50 回受けた。

（以下、①②を「本件恐喝行為等」という。）

③ 原告が恐喝を報告した際に担任教諭が十分に対応しなかったこと、担任教諭らが恐喝を校長らに報告しなかったこと、A と B に対する十分な懲戒や再発防止策を講じず、いじめを悪化させたこと等は県の安全配慮義務違反であり、100 万円の慰謝料を支払うよう請求する。（提起日：令和 5 年 8 月 21 日）

## 3 判決の概要

(1) 判決結果 第一審判決 県側勝訴（令和 6 年 1 月 18 日）

控訴審判決 県側勝訴（令和 6 年 6 月 13 日）

※ 原告から上告期限（7 月 1 日）までに上告がなく、判決確定

### (2) 理由趣旨

国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求権は、平成 29 年改正前民法により「不法行為の時」から 20 年の除斥期間の経過により消滅するものとされ、加害行為時に損害が発生する不法行為の場合には加害行為の時が、不法行為による損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害が発生した時が除斥期間の起算点となる。

原告は、本件恐喝行為等から約 20 年以上経過した令和 5 年になって、当初予見することができなかったほどの深刻な PTSD の症状が現れたとし、この時を除斥期間の起算点と主張するが、原告が本件恐喝行為等を受けていたのであれば、その当時から相当程度の精神的苦痛を受けていたというべきであり、本件全証拠からも、原告が主張する PTSD の原因が本件恐喝行為等であることも、加害行為から約 20 年以上経過後に罹患したとも認めることはできない。

以上より、除斥期間の起算点は、加害行為の時であり、原告の主張する損害賠償請求権は除斥期間の経過により消滅している。